

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、〇年〇月〇日、Aに所在する会社Bに採用され、調理補助、ホールスタッフの業務に従事していた。
- 2 請求人によると、〇年〇月〇日、大きな業務用のトレーを手のひらで支えながら仕出し用の重箱の盛り付け作業をしたほか、1日中立って配膳作業等を行ったために、手首や肘や肩まで亀裂が走るようにピリピリした痛みが発生したという。請求人は、同月〇日、C医療機関に受診し、「両手関節捻挫、右肩捻挫」と診断され、同年〇月〇日、D整形外科に受診し、「右手関節炎、右肘関節炎、右前腕筋膜炎、右手腱鞘炎」と診断された（以下これら傷病名を「本件傷病」という。）。
- 3 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）したことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

（略）

2 原処分序

(略)

第4 爭 点

請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の傷病について、E医師は、〇年〇月〇日付け意見書において、「初診時の請求人の主訴及び圧痛が第4コンパートメントに軽度認めた。」旨の所見から、〇年〇月〇日、本件傷病を発症したと述べており、当審査会としても、請求人の申述、受診記録等から、請求人は、同日、本件傷病を発症したものと判断する。

(2) ところで、上肢作業に係る疾病的業務起因性の判断については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病的業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えるので、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人は、本件傷病の発症前の作業について、〇年〇月〇日に採用され、午前〇時から午後〇時まで片付けを含む配膳作業、ご飯の盛り付け、洗い物に従事し、翌日は、午前〇時から午前〇時まで、大きな業務用のトレーを手のひらで支えながら仕出し用の重箱の盛り付け作業に従事した後、午後〇時〇分から途中休憩〇分を除き、午後〇時〇分まで片付けを含む配膳作業、ご飯の盛り付け、洗い物に従事したことから、請求人の従事していた作業は、認定基準に定める「上肢等に負担のかかる作業」と認められる。一方、本件傷病の発症前に、請求人が本件作業に従事していた期間は、2日間である。そうすると、請求人が「上肢等に負担のかかる作業」に従事していた期間は、極めて短期的なものであり、「過重な業務」に従事した事情も認められない。

なお、念のため、本件傷病に係る医学的所見をみると、F医師は、〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「2日間の業務によって腱鞘炎が発症するとは考えられない。関節炎、筋膜炎についても同様である。」旨述べており、当審査会としても、請求人の従事していた業務内容等を踏まえると、同医師の意見は妥当なものと判断する。

(4) 以上のことから、請求人に発症した本件傷病と業務との間に相当因果関係を認めることはできない。

(5) なお、請求人の主張について、改めて子細に検討したが、上記判断を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。